

【概要版】宇都宮市行政経営基本方針

第1章 策定の趣旨

1 これまでの行政改革の取組と成果

本市においては、平成7年度の「(第1次)行政改革大綱」以降、5次にわたる行政改革の中で、「経営資源の選択・集中」や「市民と共に進めるまちづくり(市民協働)」などを通じて「最少の経費で最大の効果」を上げる行政経営の実現に取り組んできた。

第5次行政改革(平成27年度から平成31(令和元)年度)では、「既存事業の継続的改善」や「公有財産の適正管理の推進」などの取組を進め、その成果を必要性やニーズの高い施策・事業に優先的・重点的に配分することで、大綱の基本目標に掲げる「将来を見据えた最適な行政サービスの確立」に寄与してきた。

2 宇都宮市を取り巻く環境の変化

人口減少や少子・高齢化の進行、市民の世帯構成の変化を始め、社会保障関係経費の増加や高度化・多様化していく行政課題への対応、企業の社会参画の進展や公共的分野の担い手の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展や市民生活への急速な浸透など、取り巻く環境は大きく変化している。

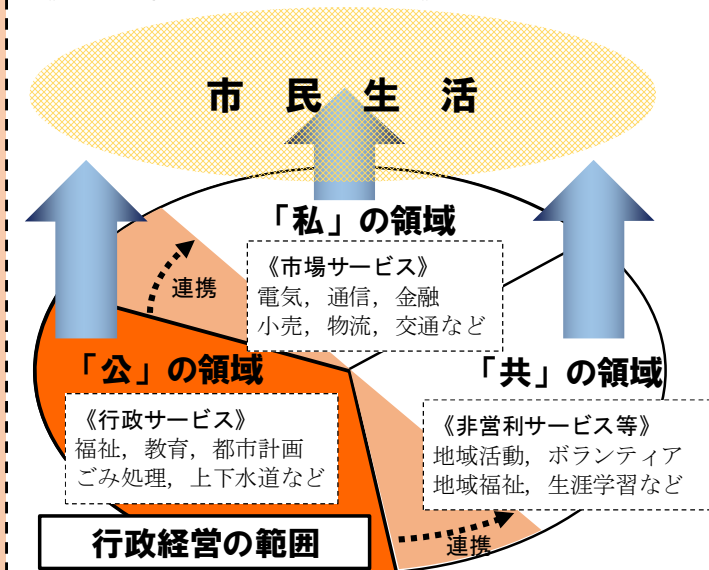
3 今後の行政経営の課題

社会環境の変化に対応した「未来都市うつのみや」を掲げる「第6次宇都宮市総合計画(以下「第6次総合計画」という。)」を支える行政経営を実現するため、社会や市民の暮らしの変化に伴って更に顕在化・多様化していく公共的な課題や新たなニーズに的確かつ柔軟に対応することのできるサービス提供や、限りある経営資源を効率的に活用し、効果的にまちづくりを進めることができる持続可能な行政経営基盤の確立に取り組むことがこれまで以上に求められている。

4 新たな方針の必要性

社会環境の変化に対応した「未来都市うつのみや」の実現に向けた施策・事業を支え、社会や暮らしの急激な変化にも臨機に対応できる持続可能な行政経営を確立するため、今後の行政経営・行政改革の指針として、「宇都宮市行政経営基本方針(第6次行政改革大綱)(以下「基本方針」という。)」を策定する。

《行政経営の範囲のイメージ》



第2章 基本的事項

1 基本方針の位置付け

「第6次総合計画」の実現に向けた施策・事業を支え、これからの社会や暮らしに合った公共的サービスを実現するために市が取り組むべき行政経営・行政改革の基本的な考え方や方向性を示す指針であって、庁内全部局・全職員が業務執行において踏まえるべき基本的な方針

※ 累次の行政改革大綱を継承する方針

2 推進期間

令和2年度から9年度までの8年間(終期は第6次総合計画に同じ。)

※ 令和4年度に策定する第6次総合計画後期基本計画を踏まえ、必要に応じてその翌年度(令和5年度)に基本方針の見直しを行う。

《推進期間》	年度	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)	R09 (2027)	R10 (2028)
第6次総合計画 基本計画	前期基本計画	[Red bar]					改定	[Red bar]				
	後期基本計画	[Red bar]						[Red bar]				
行政経営基本方針 (第6次行政改革大綱)	策定	[Blue bar]					改訂	[Blue bar]				
		[Blue bar]						[Blue bar]				

3 基本目標

社会環境の変化に対応した「未来都市うつのみや」の実現に向け、市民に対する効果的・効率的な行政サービスの提供に加え、多様な担い手が、それぞれの力や価値を最大限に発揮し合うことで、人口減少社会においても、総合的に市民生活を支えることのできる公共的サービス基盤の確立を目指す。

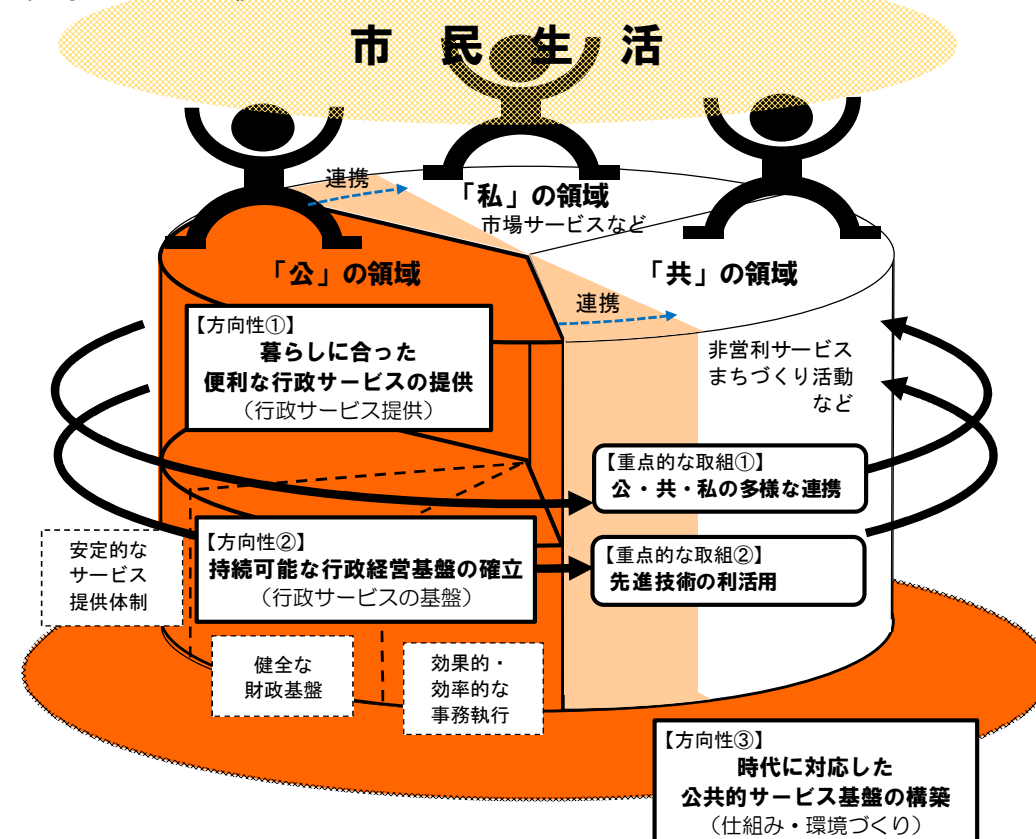
【基本目標】

社会や暮らしの変化に対応した持続可能な公共的サービスの提供
～ 「未来都市」の実現を支える行政経営 ～

第3章 目指すべき方向性と重点的な取組

基本目標の実現に向け、今後の行政経営の3つの「目指すべき方向性」と2つの「重点的な取組」を位置付ける。(2ページ参照)

《方向性等のイメージ》



⇒ 今後の行政経営・行政改革では、社会や暮らしの変化に伴う公共的課題や新たなニーズに対応できるよう、公・共・私が多様な連携や先進技術の利活用を進めるための仕組みや環境づくりに取り組む。

第3章 目指すべき方向性と重点的な取組

1 目指すべき方向性

【方向性①】暮らしに合った便利な行政サービスの提供

市民の生活環境や価値観が多様化している中、市民が暮らしに合ったサービスを便利で効率的に利用できるよう、市が提供するサービスの継続的な改善に取り組む。

- ⇒ 生活環境やライフステージ・ライフコースに応じたサービスの構築など、既存の行政サービスの継続的な見直し
- ⇒ 電子申請やキャッシュレス決済など、紙媒体・現金決済・手作業による既存の事務処理方法の抜本的な見直し

<取組例>

- 申請手続き等の利便性向上（電子申請、ペーパーレス化等）
- マイナンバーカードを活用したサービス提供
- AIを活用した市民サービス向上
- キャッシュレス決済の推進
- 地域行政機関の機能の見直し
- 既存事業の見直し

【方向性②】持続可能な行政経営基盤の確立

社会環境が大きく変化していく中であっても、将来にわたって安定的に市民生活を支えることができるよう、業務プロセスの見直しや執行体制・財政基盤などの行政経営基盤の強化に取り組む。

(1) 安定的なサービス提供体制の確立

- ⇒ 民間活力や先進技術を組み合わせた効果的・効率的なサービス提供体制の整備
- ⇒ 職員が担うべき業務への配置の重点化等による行政課題に対応した柔軟で機動的な執行体制の確立
- ⇒ 公民連携やICT利活用に係る企画・調整や業務推進などの今後の行政サービスに不可欠な能力を有する担い手の確保・育成

<取組例>

- 組織力向上プロジェクトの推進
- 職員の人材育成・活用
- 課題に対応した機能的な組織整備、職員配置の重点化
- 行政事務のアウトソーシングの推進
- 指定管理者制度の推進

(2) 健全な財政基盤の確立

- ⇒ 必要な経営資源を確保し、効果的・効率的に配分できる財政基盤の確立
- ⇒ 外部資源や新たな技術をより効果的に活用した自主財源の確保や公共施設マネジメントなどの推進

<取組例>

- 市税等の納付推進
- 有料広告事業の推進
- ふるさと納税の推進
- EBPMの推進
- 公共施設等の適正配置、適正管理の推進
- 公共建築物の長寿命化の推進
- 公有財産の有効活用

(3) 効果的・効率的な事務の執行

- ⇒ 業務量削減や省略可能な工程の廃止も含め、更なる生産性向上に向けた業務プロセスや事務処理の仕組みの継続的な見直しによる効果的・効率的で信頼性の高い事務執行の確立
- ⇒ 民間活力や技術の広範な活用に加え、将来の自治体間連携の広がりも見据えた事務処理の標準化・共通化等の推進

<取組例>

- BPRの推進
- ICTを活用した業務効率化（RPA等）
- マイナンバーを活用した事務の効率化
- 民間提案による業務改善（オープンイノベーション等）
- 事務処理の共通化・標準化の推進
- 職員提案の推進
- 事務効率化に向けた規程の再点検
- 多様な働き方の検討（モバイルワーク等）
- 適正な事務執行の確保

【方向性③】時代に対応した公共的サービス基盤の構築

社会環境の変化やそれを踏まえた本市のまちづくりの進展などに対応し、市民が住み慣れた地域で安心かつ快適に暮らし続けることができるよう、多様な担い手との連携による時代に対応した公共的サービス基盤の構築に取り組む。

- ⇒ 市民や事業者、まちづくり活動団体など多様な担い手との連携強化
- ⇒ 民間との対話の場づくりや規制の柔軟化など、公民のノウハウや先進技術を効果的に組み合わせることのできる仕組みや環境づくり
- ⇒ 連携の基礎となる相互の信頼関係の向上に向けた行政情報の積極的な提供や適切な事務執行、多様な担い手による公共的活動の活性化に向けた効果的な支援等

<取組例>

- 公民連携事業に係る民間提案の推進
- ガバメントクラウドファンディングによる担い手支援
- 規制緩和の推進
- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- オープンデータの活用促進
- 対話型市場調査（サウンディング）の活用

2 重点的な取組

【重点取組①】公・共・私が多様な連携

市民生活において顕在化・多様化する課題やニーズに対応するため、行政（公）やまちづくり活動団体等（共）、民間事業者（私）の活動環境の整備や民間のアイデアを取り入れる仕組みづくりなど、多様な主体がそれぞれの強みを発揮することのできる連携の仕組みや環境づくりに取り組む。

【重点取組②】先進技術の利活用

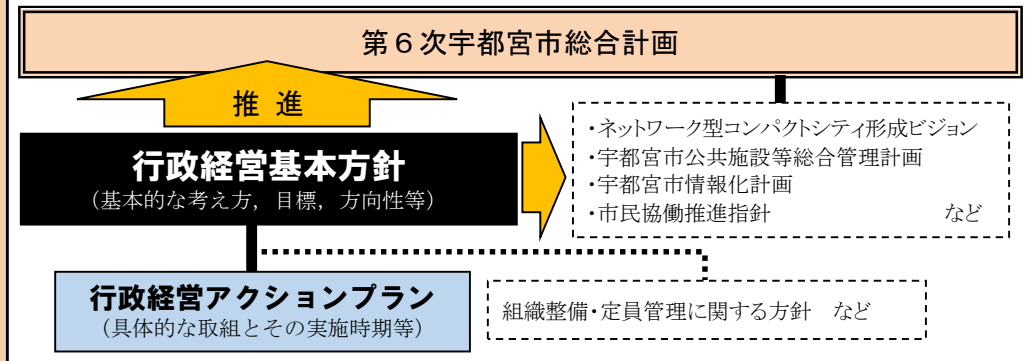
情報通信技術の飛躍的な発展や急速な浸透を踏まえ、市民の利便性向上に加え、行政の政策効果や効率性の向上、職場環境の維持・向上を図るため、AIやRPAの利活用、電子申請やプッシュ型サービスの導入など、全庁横断的にICTの利活用を推進する。

また、既存の業務プロセスやサービス利用環境の見直し、職員の意識改革や人材育成も含め、先進技術の積極的な利活用に向けた環境づくりに取り組む。

第4章 基本方針の推進に向けて

1 「行政経営アクションプラン」の策定

基本方針の「目指すべき方向性」を具体化する取組を全庁的視点から抽出し、その取組内容や実施時期等を定める「行政経営アクションプラン」を策定・推進する。



2 推進体制

庁内の「行政経営検討委員会」において取組の進行管理を行う。

また、取組の進捗を学識経験者や各種団体代表者、公募市民等で構成する「行政経営懇談会」に報告し、意見を聴取するとともに、進捗等を公表し、市民や事業者等から幅広く意見をいただきながら取組を進める。

